

会 議 録

会 議 の 名 称	令和 7 年度第 1 回上尾市総合教育会議	
開 催 日 時	令和 7 年 8 月 20 日（水） 午前 10 時 30 分～12 時 00 分	
開 催 場 所	上尾市役所議会棟 4 階 全員協議会室	
議長(委員長・会長)氏名	畠山 稔（市長）	
出席者(委員)氏名	教 育 長 西倉 剛 教育長職務代理者 内田 みどり 教 育 委 員 小池 智司 教 育 委 員 谷島 大 教 育 委 員 矢野 誠二 教 育 委 員 岩鉄 由美 こども未来部長 野崎 孝幸 教 育 総 務 部 長 加藤 浩章 学校教育部長 瀧澤 誠 こども未来部次長 小林 仁子 教育総務部次長 池田 直隆 学校教育部次長 島田 栄一 学 務 課 長 勝 雄一 指 導 課 長 武田 直美 青 少 年 課 長 松崎 まり子 教 育 総 務 課 長 杉木 直也 生涯学習課長 白石 恵子	
欠席者(委員)氏名		
事務局(庶務担当)	市長政策室長 榮 幸輝 同次長兼秘書政策課長 石川 弘之 秘書政策課主査 黒須 卓見、同主任 鈴木 陽典	
会 議 事 項	1 議 題	2 会 議 結 果
	（１）学童保育所と放課後子供教室の連携について （２）不登校児童生徒支援対応について	報告・説明と意見交換 報告・説明と意見交換
議 事 の 経 過	別紙のとおり	傍聴者数 3 名
会 議 資 料	別添のとおり	

議事のでん末・概要に相違なきことを証するため、ここに署名する。

令和 7 年 8 月 31 日

議長(委員長・会長)の署名 畠山 稔 (※原本は自署)

議長に代わる者の署名 _____
(議長が欠けたときのみ)

議 事 の 経 過

発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
司会 (市長政策室長)	皆様、こんにちは。本日は、お忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。 只今から、令和 7 年度第 1 回上尾市総合教育会議を開会させていただきます。私は本日の進行を務めさせていただきます、市長政策室長の榮と申します。どうぞよろしくお願いいたします。 それでは初めに、本会議の設置者であります畠山市長から挨拶を申し上げます。
市長	教育委員の皆様には、日々、上尾の教育の発展にご尽力いただき、心より感謝申し上げます。 本日は、定例の教育委員会が開催されたと伺っております。教育委員の皆様におかれましては、今後とも本市の教育行政の推進にお力添えを賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。 先日、「あげお English Party」に参加してまいりました。今年度は多くの児童が参加できるよう、市民体育館に会場を移して実施されました。身振り手振りを交えながら一生懸命に英語を話す子どもたちの姿に、グローバル化が進む社会でも活躍できる人材としての将来を大いに期待しております。 さて、本日の議題は、「学童保育所と放課後子供教室の連携」および「不登校児童生徒支援対応について」でございます。 放課後の居場所づくりや不登校支援は、子どもたちの安心と成長に直結する重要なテーマです。柔軟な発想と現場の声を反映した施策の検討が求められる中、皆様の率直なご意見を施策のさらなる充実につなげてまいりたいと考えております。 本日の協議がより実りあるものとなるよう、ぜひ積極的なご意見をいただきますようお願い申し上げます。
司会 (市長政策室長)	ありがとうございました。 それでは、早速ですが、要綱の定めにより議事を進行させていただきます。皆様のご協力をお願い申し上げます。 初めに、本会議の公開についてでございますが、本会議は「原則公

事務局	開」となっております。 特定の個人を識別することができるものや、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものなどの発言には十分ご注意ください。 本日は、傍聴を希望される方はいらっしゃいますか。
司会 (市長政策室長)	傍聴者が3名いらっしゃいます。 只今から傍聴者に入場していただきます。事務局は傍聴者を入場させていただきます。 ～傍聴者入場～
司会 (市長政策室長)	傍聴者に傍聴上の注意を申し上げます。 先ほどお配りしました「傍聴に当たっての注意事項」をよくお読みいただき、遵守するようお願いいたします。注意事項に反することがあった場合には、退場していただく場合がありますのでご了承ください。 それでは議事に入ります。 議題①「学童保育所と放課後子供教室の連携」でございます。 学童保育所は主に就労家庭の児童を対象とするのに対して、放課後子供教室はすべての児童を対象に活動しており、それぞれが異なる制度・財源で運営されています。こうした中、国は平成30年に「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、令和5年度までに両事業の一体的・連携的な推進を目指してきました。さらに令和5年には「放課後児童対策パッケージ」が示され、こども未来戦略に基づき、学童保育所の受け皿拡大や待機児童の解消、学校施設の活用、福祉部局と教育委員会の連携強化などが重点施策として位置づけられています。 本市では、令和7年4月に策定された上尾市こども計画において、共働き世帯の増加や地域の子育てニーズの多様化に対応するため、学童保育所と放課後子供教室の連携による実施などを検討するとしています。 こうした国の方針や本市の計画を踏まえ、まずは現在の学童保育所の状況について共有したいと思います。こども未来部から説明をお願いします。 こども未来部からご説明申し上げます。資料1の1ページをお願いします。 まずは、学童保育所と放課後子供教室の制度の違いについてご説明いたします。
こども未来部長	

学童保育所は、保護者が就労などで昼間家庭にいない児童を対象に、放課後の安全な居場所と生活支援を提供する制度です。つまり一定の条件に合致しないと利用できない制度です。

一方、放課後子供教室は、すべての児童を対象に、地域の方々の協力を得ながら、学習や遊びを通じた健全育成を図る取り組みです。

この 2 つの制度は、目的が異なるものの、いずれも放課後におけるこどもの居場所としての役割を果たしています。

現在、本市には、学童保育所は全小学校区に 47 施設（55 支援単位・クラス）、放課後子供教室は 2 つの小学校区に 1 か所ずつ実施されており、受入日や、利用料、所管課は資料のとおりとなっております。

次に、ページをおめくりいただき 2 ページ上尾市の学童保育所の現状についてご説明します。

上のグラフは、折れ線グラフが学童保育所入所率を示しており、令和元年度の 14.7% から令和 7 年度には 22% を超えました。棒グラフが市内の全児童数で、6 年間で 528 人減少している状況にあるため、相対的に入所率を押し上げている要因となります。

下のグラフは、折れ線グラフが、学童保育所入所児童数ですが、令和元年度の 1650 人から令和 7 年度は 2364 人となり、6 年間で 714 人、1.4 倍となっています。つまり上のグラフの折れ線グラフである学童保育所入所率が増加している要因は、学童保育所の入所児童数そのものが増加しているためであるということがわかります。

なお、共働き世帯の増加や、保護者の就労形態の多様化により、この状況は今後も続くと予想しております。

ページをおめくりいただき 3 ページ学童保育所における保育基準についてご説明します。

国が示す基準をもとに条例化しており、児童 1 人あたり概ね 1.65 平方メートル以上の専用区画を必要とし、1 支援単位つまり 1 クラスの児童数は概ね 40 人以下と定めています。

しかしながら平成 26 年 9 月の条例制定時には、すでに多くの学童保育所で 40 人を超える児童数を受け入れ運営されていたため、既存施設には経過措置を設け、保育面積や受入児童数の基準を一時的に緩和しています。

右の写真が児童一人の保育面積が 1.65 平方メートルのときのものです。これは国が示す基準の状態ですが、こどもたちが遊びまわるようなスペースではなく、落ち着いて座って過ごすようなスペースとなっています。

ページをおめくりいただき 4 ページ学童保育所の整備が必要となる小学校区についてご説明します。

昨年度に策定した上尾市学童保育所整備計画の抜粋でございます。

学童保育所は、利用申込を行う際に、保護者の働き方やこどもの習い事などの都合で、おおよそ週何回、何曜日に利用するかを申請していただきます。事業者はそれに基づき指導員の勤務体制を整え保育を行っておりますが、結果的には利用実績のほうに 1 割程度少ない状況です。

上の表は、実際の利用児童数をもとに、今後 6 年間の学童保育所利

用児童数を推計し、必要となる学童保育所数を示したものでございまして、10カ所新たに整備しなければならないことがわかります。

下の表は、利用申込を行った際の数字、つまり利用予定児童数をもとに、今後の予測をしたものであり、13カ所新たに整備しなければならないことがわかります。

つまり、今後6年間で10～13か所の新たな学童保育所の整備が必要になるという予測でございします。

事業者が整備する場合に国・県から交付される整備費補助金は1カ所あたり約1200万円であり、新たに建物を作るというよりも、すでにある民間の建物を改修して整備するのがほとんどです。学童保育所に通所する児童数が増えている地域では、小学校の近くに学童保育所として利用できる民間の建物の空きが少なく、不動産探しに苦労しているのが実態です。

ページをおめくりいただき5ページ上尾市の学童保育所の本年4月の現状についてご説明します。

先ほどのご説明はあくまでも昨年度策定した計画上の数字でございしますが、こちらは、本年4月の現状でございします。

表の一番右をご覧ください。実際の利用児童数ベースで見ますと、一人当たりの面積が基準を満たしていないのが、55支援単位のうちピンク色の部分9カ所、また右から2番目の児童数が基準を超えている施設が4カ所あります。

これらの施設では、原則、同一小学校区内の余裕のある他の支援単位も含め調整するよう委託事業者に要請しておりますが、他の支援単位も余裕がないのが瓦葺小学校です。これらの小学校では、学校長の協力により、体育館や校庭なども活用させていただくことにより、保育面積を確保しています。

こうした柔軟な対応は、現場の工夫と協力によって成り立っており、大変感謝をしておりますが、こうした対応はあくまで暫定的なものであり、恒久的な整備をしていく必要があると認識しております。

ページをおめくりいただき6ページ放課後児童対策パッケージ2025についてご説明します。

こちらは、国の動向です。国全体では、学童保育所の待機児童が問題となっており、受け皿整備等に関する3つ課題と6つの対応策が示されております。

現在、本市の学童保育所は、事業者や小学校長のご協力により保育が必要な児童すべてを受け入れることができしており、待機児童は発生しておりません。しかしながら、先ほどご説明したとおり保育面積が確保されていない学童保育所もあるため、受け皿の整備は不可欠な状況であり、本市もこのパッケージに沿って検討を進める必要があると考えております。

3つの課題のうち①について本市は待機児童ゼロ、②について本市は国や県の補助金は可能な限り活用しております。③について赤で囲んだ部分がございまして、本日、総合教育会議の場で、学童保育所の状況をご説明させていただきました。

また、学校施設の活用に際し教員の負担を生じさせることない管理

	運営等の好事例の共有と記載がありますので、国が示す好事例を紹介いたします。 ページをおめくりいただき 7 ページ岡山市の事例でございます。 こちらは余裕教室や特別教室のタイムシェア、一時的な利用により、学童保育所を運営している事例でございます。取組の要点は、利用時のルールを学校と協議のうえで設定しているところでございます。課題として、都度、学童保育所で使用する物品を運び込まなければならないところが挙げられています。 ページをおめくりいただき 8 ページ東京都目黒区と練馬区の事例です。 左側の目黒区でも岡山市と同様に特別教室を学童保育所として一時的に利用している事例でございます。 右側は練馬区の事例でございます。こちらは校舎内施設を利用して、学童保育所と放課後子供教室の一体的な運営を実施している事例でございます。実施するにあたっては、管理責任等も含めた詳細なルールを明確化した上で小学校長と協定を締結して実施しております。 これらの事例は、本市においても参考になるものであり、今後の施策検討に活かしていきたいと考えております。 以上で、一旦、説明を終わらせていただきます。
司会 (市長政策室長)	ありがとうございました。 本市における児童数は減少傾向にあるものの、利用人数は増加傾向にあり、また学童ニーズに対応できる保育面積が課題との説明がありました。 続いて、教育総務部から放課後子供教室について、現状と今後の展望についてご説明をいただければと思います。
教育総務部長	それでは、教育総務部から「放課後子供教室」について、ご説明させていただきます。「資料 2」のご用意をお願いします。 はじめに、文部科学省が進めてきた「放課後子供教室」のこれまでの変遷について、簡単にご説明いたします。 資料の 1 ページをお願いします。 「放課後子供教室」のスタートは、20 年以上前、平成 16 年まで遡ることとなります。 当時、文部科学省が進めた「子どもの居場所づくり新プラン」を進めるために、「地域子ども教室推進事業」を展開したものが、現在の「放課後子供教室」の前身となるものでございます。 ページの上段、平成 11 年、平成 14 年の部分に、文部科学省が進めてきた「子どもの社会教育」に関する 2 つのプランとキーワードを記載しておりますが、この「放課後子供教室」実施の背景といたしましては、学校の「週 5 日制への移行」が一つの大きなポイントとなっており、当時の文部科学省としては、この平成 14 年度に行われる「完全

学校週 5 日制」の実施を見越して、子どもの休日における活動機会の受け皿として、地域に子どもを育てる環境を整備し、子どもの多彩な体験活動の機会と場の充実を図る必要があったことでございます。

平成 16 年に開始した「地域子ども教室推進事業」は、17 年に他のプランに統合されましたが、3 か年事業、最終年の平成 18 年度には、全国 8,318 か所での事業展開がなされる事業でございました。

以上のように、この「地域子ども教室推進事業」の基本的な建付けといたしましては、完全学校週 5 日制の実施や地域教育力の低下といった社会背景の中、地域における体験活動など「子どもの社会教育」の機会を新たに創出することを目的とする「社会教育事業」として、事業展開を図ってきたものでございます。

資料 2 ページをお願いします。

そして、平成 19 年に「子どもの居場所」に関して、大きな転換点を迎えることとなります。国は、文部科学大臣と厚生労働大臣の合意に基づき「放課後子どもプラン」を創設することを発表します。

このプランは、放課後等の子どもたちの安全で健やかな活動場所の確保を図るため、文部科学省と厚生労働省は、これまで所管、目的が異なっていた文部科学省の「放課後子供教室」と厚生労働省の「放課後児童クラブ（学童保育所）」について、教育委員会が主導して、福祉部局と連携を図り、原則として、すべての小学校区において、両事業を一体的あるいは連携して実施することで、総合的な放課後対策を講じるという、新たな方針を示しました。

次のページ、3 ページは、「放課後児童対策」の平成 19 年以降の変遷を示したものでございます。

平成 26 年、30 年と新たなプランに改定をして、現在に至っておりますが、基本的な考え方は、先ほどご説明したものと、現在も大きく変わることなく続いているものでございます。現在は、令和 6 年 12 月に通知された「放課後児童対策パッケージ 2025」に基づき、放課後の児童対策を講じているところでございます。

国における「放課後子供教室」の変遷は、以上でございます。

続いて、上尾市の「放課後子供教室」について、その概要をご説明いたします。

資料の 4 ページをお願いいたします。

本市の「放課後子供教室」は、政策企画提案制度の事業として、平成 31 年度に予算化をして、スタートしたものでございます。

その制度概要については、ページ飛びまして、6 ページにまとめておりますので、6 ページをお願いいたします。

子どもの安心安全な居場所を確保するとともに、地域の団体、住民の協力により、様々な学習や体験活動等を行うことを目的として、学校と隣接している、原市公民館、大石公民館の 2 か所において実施するもので、原市小学校、大石小学校、各校の全児童を対象として、小学 1・2 年生と小学 3～6 年の 2 グループに分かれて、各週 1 回、火曜

日又は木曜日に開催するものでございます。「実施日・時間」については、6 月初旬から 3 月初旬までの期間で、資料記載のとおりの内容で実施をしております。

また、令和 6 年度における開催回数をはじめ、その開催内容について、7 ページ以降の資料にて、ご説明させていただきます。

7 ページをお願いいたします。

はじめに、令和 6 年度の「放課後子供教室」の参加者数と開催回数でございます。原市公民館では 32 人の応募で、1 年間でそれぞれ 27 回の教室を開催し、延べ 806 人の児童が参加しております。

一方、大石公民館では 27 人の応募で 28 回の教室を開催し、延べ 685 人の児童が参加しております。それでは、「放課後子供教室」で、どのような体験活動、講座が行われているのか、その一部をご紹介します。

8 ページをお願いいたします。

掲載した内容は、一部のご紹介となりますが、左側の原市公民館では、体操で体を動かしたり、万華鏡やフラワーアレンジメントを製作するなど、地元の方々の協力を受けて教室を開催しております。

また、大石公民館では、埼玉上尾メデックスのご協力でバレーボール教室や、ハロウィンの時期には「ハッピーハロウィン！」と題して、季節の行事に合わせたお楽しみ会的な教室なども開催しております。

このような講座を 1 年間で、原市では 27 回、大石では 28 回企画して実施したところでございますが、このすべてを原市、大石それぞれのコーディネーター 1 名が企画し、毎回 3 名程度のサポーターとともに各回の講座を開催したところでございます。

続く、9 ページ、10 ページの資料は、放課後子供教室が、保護者に向けて定期的に発行しているお便りを掲載しています。

お便りでは、保護者に対して今後の予定や終了した講座の様子をお知らせしています。教室での子どもたちの様子など、お手元に配付した資料で、後ほどご覧いただければと思います。

11 ページをお願いいたします。

次に、令和 6 年度の講座終了後に聴取したアンケート結果の一部をご紹介します。はじめに、児童のアンケート結果でございます。

「放課後子供教室は楽しかったですか。」との問いに対して、「とても楽しかった」が 26 人、「まあまあ楽しかった」が 5 人と、大半の児童が「楽しかった」と回答しております。

また、次年度に向けて、「放課後子供教室でどんなことをしたいか」との問いに対しては、「工作」、「料理」、「いろいろな遊びを教えてください」が上位に続いておりました。

児童の感想としては、「いろんな学年と触れ合い友達が増え、普段しないことをやったり、知らない遊びを教えてください楽しかった。」など、多くの児童が「友達が増えた」「関係が深まった」「いろいろな体験ができた」などの感想を述べるとともに、中には、「遊び足りない」とい

う意見もございました。

12 ページには、他の感想も掲載しておりますので、後ほどご覧ください。

次に 13 ページをお願いいたします。

保護者に対するアンケート結果でございます。「放課後子供教室に参加させた理由」を聞いたところ、「いろいろな活動ができそうだから」「子供が参加したいというから」の回答が多く、一方で、「仕事などで放課後に保護者が家にいないから」の回答は 3 人と少数の回答結果となっております。

また、大半の保護者が「参加させて良かった」と回答し、実施回数についても「週 1 回」の開催で良いとの結果となっております。

これらの結果からは、教育委員会としてのポイントでもある、子どもの体験活動、地域での教育といった「子どもの社会教育」としての事業としては、一定の成果があったと評価できるものであり、単に「子どもを預ける場所」といった趣旨での参加ではなかったことが伺われる結果となっております。

そして、保護者からの自由記載の感想でございますが、14 ページをお願いします。

「多くの体験活動があり、友だちや講師の方々との交流が大変勉強になりますし、子どもの成長を感じられました」など、体験活動や大人との交流による子どもの成長など、社会教育として効果に対する回答のほか、親子の会話が増えたという、心温まるような回答も見られたところでございます。

以上のように、コーディネーターやサポーター、地域の方々の協力により、実施している「放課後子供教室」でございますが、現在、国の「放課後児童対策パッケージ 2025」でも示しているとおり、学校施設の積極的な活用や学童保育所との一体的、あるいは連携した実施が求められているところでございます。

教育総務部といたしましても、「放課後子供教室」をさらに拡充していきたいと考えているところではございますが、「放課後子供教室」の事業拡大に向けては、クリアすることが必要な課題があるのが現実でございます。

資料 15 ページに掲げておりますが、課題としては、①コーディネーターやサポーターとしてご協力をいただく地域における人材の確保②より安全な学校施設内での実施に向けて、教室や体育館等の実施場所の確保の 2 つが挙げられると捉えております。

1 つ目の「地域における人材の確保」についてですが、「放課後子供教室」は、地域住民等の参画を得て、学習・交流活動などを行うことが基本であり、コーディネーターやサポーターの協力が不可欠となりますが、なかなかこの人材の確保が難しいのが現状でございます。

司会 (市長政策室長)	また、2 つ目の「学校の教室等の実施場所の確保」については、安全な場所で事業を実施するためには、より安全な学校施設内での実施が有用で、さらには「放課後児童クラブ（学童保育所）」との一体的実施を進めることで、市としての総合的な放課後対策にもつながるものでありますが、実際の学校現場を見てみますと、児童数は減少傾向にあるものの、35 人学級への移行、特別支援学級の増設、不登校対策としての SSR（スペシャルサポートルーム）の設置などにより、全ての学校ではありませんが、各校の教室等に余裕がないのが現状でもあります。 また、将来的な毎日の実施を想定すると、体育館や図工室を利用する場合には、1 年生と 6 年生の下校時刻が異なっているため、基本的には完全に使用しない教室等が必要な状況でございます。 以上のように、クリアすべき課題は残るところでございますが、教育委員会といたしましては、放課後子供教室が、すべての子どもたちにとって、より安全で安心して過ごせる居場所となるためには、各小学校の施設を活用することが望ましいと考えており、拡充する方向性で、学校との連携・調整を図るとともに、こども未来部とも連携し、安全安心な子どもの居場所づくりに 努めてまいります。 説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。 ありがとうございました。本市の「放課後子供教室」は、地域と連携した様々な体験活動を通じて、子どもたちの健やかな成長と社会性の育成に貢献していることが伺えると思います。また、アンケートによれば、児童・保護者双方から高い満足度が得られている取り組みでございますが、実施にあたりましては、学校施設の利用や担い手の確保の課題があると説明がありました。 学童保育所と放課後子供教室の一体的な運営につきましては、こども未来部、教育総務部で連携し、検討を進めていると思いますが、その状況につきまして説明をお願いします。
こども未来部長	資料 1 の 9 ページをお願いします。まずは上尾市の学童保育所における退所時間の現状について、ご説明をさせていただきたいと思えます。 現在、学童保育所は放課後から 19 時まで開所しております。上の表でございますが、そのうち 17 時までに帰宅する児童が、全体の 27.6%、約 3 割となっています。年齢別にみると低学年の児童ほど 17 時までに退所する傾向がございます。 下の表は、参考情報です。学童保育所を利用する児童の割合ですのでご参照いただければと思います。 このようなデータを踏まえますと、仮に放課後子供教室が多くの小学校で設置、運営され、かつ、開設日数が増えた場合、学童保育所ではなく、放課後子供教室に通うという選択肢ができることとなります。

ページをおめくりいただき、10 ページをお願いします。学童保育所と放課後子供教室を同時に実施するメリットをご覧ください。

左側は、現在の状況をイメージしたものです。A小学校区にある学童保育所は 70 平方メートルの保育面積がありますが、50 人が通所しており、基準となる概ね 40 人を上回っております。また、一人当たりの保育面積も 1.4 平方メートル、基準となる概ね 1.65 平方メートルを下回っているような状況を例にとりました。

右側が、放課後子供教室が設置され、例えば毎日 17 時まで開所した場合でございます。17 時前に学童保育所を退所する児童、つまり 3 割の 15 人が放課後子供教室に通所すると、その間の学童保育所利用児童数は 35 人となり、基準となる概ね 40 人を下回り、また、一人当たりの保育面積は 2.0 平方メートル、概ね 1.65 平方メートルを上回ることができます。もちろん、学童保育所に通所していなかった児童も放課後子供教室に通うことができます。

結果的に、新たに学童保育所を整備することなく、人数や保育面積の基準をクリアできる可能性があります。

ページをおめくりいただき、11 ページの学童保育所と放課後子供教室の一体的な運営とはをご覧ください。

こちらは同じ小学校区に学童保育所と放課後子供教室が設置されている場合の、左側が 17 時までのイメージ、右側が 17 時以降のイメージです。

左側の 17 時まで放課後子供教室に通所していた児童が 17 時以降に学童保育所に通所することができることを「一体的な運営」と言います。学童保育所と放課後子供教室を、時間帯や対象児童の違いを活かしながら、連携した形で運営することを指します。これにより、より多くの児童に安全・安心な放課後の居場所を提供することが可能になります。

ページをおめくりいただき、12 ページ学童期のこどもの居場所の全体像イメージをご覧ください。

国は、令和 5 年に「こどもの居場所づくりに関する指針」を策定し、国を挙げてこどもの居場所づくりに取り組もうと呼びかけています。

大きな円が学童期のこども全体をさしており、その中に現在設置されているのが、3 つの白抜きの部分です。一番左側の「学童保育所」、こちらは保護者が就労するなど一定の条件をクリアした児童が通所できる場所。また、一番右側の「放課後子供教室」、こちらは条件なくこどもが利用できる場所です。このほか、今年の夏休みに合わせて 7 月からスタートしたのが、上部の「学習・遊ぶ・談話スペース」です。公共施設や民間商業施設を活用した新たなこどもの居場所としてご利用いただいています。

今後についてはピンク色の部分です。放課後子供教室については、先ほどのご説明にあったとおり、教育総務部では他の小学校での実施

	を検討しているところでございます。放課後子供教室を設置したのち、学童保育所に通所する児童や保護者にアンケート調査を実施し、「学童保育所ではなく、放課後子供教室に通所する」などの声が一定程度ある場合には、放課後子供教室を例えば週 5 日に拡充するなどにより一体的な運営が可能になると考えており、引き続き検討を行ってまいります。 以上、説明を終わらせていただきます。
司会 (市長政策室長)	学童保育所と放課後子供教室の連携につきまして、両部から説明をいただきましたが、それを受け、市長からなにかございますか。
市長	放課後の居場所に対するニーズは年々高まっており、特に学童保育所においては、一人当たりの保育面積の確保が課題となっています。 加えて、放課後子供教室では、担い手の確保や学校施設の活用が運営上の課題と説明を受けました。 制度上の違いはありますが、いずれも子どもの放課後の時間を支える重要な事業であることに変わりはありません。 両事業の一体的な運営について、こども未来部と教育総務部が連携して進めていることは、課題解決に向けた前向きな取り組みです。 退所時間の分析や通所児童数の調整を通じて、面積基準を満たしながら待機児童の発生を防ぐ一体的な運営は、就労要件等にかかわらず、すべての児童が安心・安全に過ごせる居場所を提供することが可能になると考えています。 より多くの子どもたちに、安全で充実した放課後の時間を提供できるよう、引き続き市民のニーズを的確に把握しながら、検討を進めてください。
司会 (市長政策室長)	ありがとうございました。市長からは、的確に市民ニーズを把握して、引き続き両部が連携して一体的な運営についての検討をしてほしいというお話でございました。 それぞれ様々なメリット、また課題というものが、説明にありましたが、教育委員の皆さんは、説明を受けてどのようにお考えでしょうか。谷島委員お願いします。
谷島委員	ご説明ありがとうございました。いただいたご説明資料等を通じて、現在の学童保育所、あるいは放課後子供教室の現状、それぞれの連携の必要性がとてもよくわかりました。 その上で、現在の上尾市における放課後子供教室については、22 校のうち 2 校で実施されておりますが、少ないのかなと感じております。 今後、全学校での実施検討ということについて、私が少し前に参加

	した埼玉県教育委員会で行われました研究協議会でもらった資料を見ますと、越谷市や加須市などは対象学校数に比べて、教室数がすごく少なく放課後子供教室の実施数が示されていました。これは一つの教室を複数の学校が使っていると推測されます。逆に鶴ヶ島市などを見ますと、8校の対象学校に対して2～8倍ぐらい放課後こども教室を実施していますので、様々なやり方があることを感じています。 今回この資料にある保護者アンケートの中でも、週1回でも開催してほしいという回答が保護者さんから多くあったことも踏まえて、場所やコーディネーターさんの確保など、課題は多いとは思いますが、回数が少なくても多くの地域で実施できるようになるといいと改めて思いましたので、意見として申し上げます。
司会 (市長政策室長)	はい、ありがとうございました。 他市の事例等もご紹介をいただきましたので、ぜひ参考にさせていただければと思います。他にはいかがでしょうか。内田職務代理お願いします。
内田職務代理	ご説明ありがとうございました。私事ですが、学童保育所が夏休みで人手不足ということでしたので、7月に学童保育所に伺わせていただいたときのお話をさせていただきます。 まず、お手伝いに行くにあたっては、一番見ていただきたいのは「命を大切にしていきたい」ということでした。 以前、保育所での亡くなった事故があり、死角に子どもが隠れていて熱中症で亡くなってしまったということがあったので、一番に気をつけてくださいと強く言われました。その他、子どもは目を離すとすぐ走ったり、喧嘩をしたり取っ組み合いがあったりするので、それを見ていただきたいこと。それから、おやつを出すのでアレルギーの問題も注意していただきたいと説明され、補助員としてお手伝いに伺いました。 学童保育所では10人ぐらいを1人で見守っている状況でございましたが、この状態を放課後子供教室に置き換えた場合、民間の方がどれだけその子どもたちに目を行き届かせることができるのか。それだけの負担を担っていただけるのかどうか心配になったところでございます。 それともう一つは、放課後子供教室と学童保育所ではいただいている金額が全く違っているため、その違いを保護者の方にどのように納得させるのか気になったところです。 また、教室の利用の観点では、例えば学童保育では一つのワンフロアで、なるべく子どもから目を離さないようにということで、例えばキッチンであっても子どもに向かってのキッチンだったりします。それを学校の教室に置き換えたときに、死角がたくさんあると心配になったところです。 現在の学童保育所は、空気が薄くなっていると思うぐらいの人数が

	入っているため、広いスペースで学童を行えるのはとてもいいことですが、それだけ目が離れてしまったときの不安はあります。 放課後子供教室に一部の子どもが行くことで、学童保育所の人数が減るとのことですが、「目が届くか、届かないか」といったところもよく検討していただければと思います。
司会 (市長政策室長)	実体験を通した貴重なご意見ありがとうございました。児童の安全安心を守るというのは大前提になるかと思いますので、その点も含めて検討していきたいとのことでした。矢野委員はいかがでしょう。
矢野委員	私事ですが、孫が学童保育所にお世話になっています。祖父として、両親代わりに学童保育所に迎えに行っておりますが、大変若い職員の方が多く、子どもと一緒に遊んでくれている。楽しそうに遊んでいて面倒見ていただいて、ありがたいと思っております。 各学童保育所の状況、部屋の大きさや人数の問題、課題はあるかと思いますが、継続して事業をやっていただきたいと思います。 それから、放課後子供教室ですが、元々文科省と厚労省との所管が違うところからスタートしています。放課後子供教室は、学童保育所と違ってどちらかというと教育です。文科省の所管ということもありますし、学習であり、体験でありというのが主体です。それから時間的にも5時までということで、本来、子どもを預かっている場所の学童とは本質的に違うものですが、連携できるところをしていこうという試みは賛成です。 ただ残念なのが、放課後子供教室につきまして、子どもも関心を持っている、またアンケートからの結果からも良い評価が多いですが、現在2ヶ所ということですね。 もちろん、資料にもあるように、大きな課題は人材です。ただ見ていけばいいわけではないですから、学習の場を企画して、また実施するということできる人材を探すことが難しいと思います。さらには、学校の放課後から、公民館の放課後子供教室に参加するわけですので、学校に近いところでなければならないという場所の問題。そういう課題を解決しないと、増やすこともできないので、そこが悩みの種であり、これらを解決するのは難しいというのが私の意見です。
司会 (市長政策室長)	ありがとうございます。 続きまして、小池委員はいかがでしょう。
小池委員	いろいろ資料を見させていただきました。学校施設を利用して、学童保育と放課後子供教室が一体となるっていうのはいいと思います。 現状は、原市公民館と大石公民館を使って、放課後子供教室を実施しているわけですが、それはおそらく原市公民館であれば原市小学校、

	大石公民館であれば大石小学校と、公民館が近いから通えると考えております。他の地域ですと、小学校から公民館が離れているので、現状と同じような感じで公民館を利用して放課後子供教室をやるっていうのは、なかなか厳しいと思います。そのため、上尾市内の各小学校の施設で放課後子供教室が増えていくのが、望ましいことだなと思っています。 ただ、気になるのは学童保育所と放課後子供教室が一体的な運営を行っていない状況で、学童保育所に通っている子の中から、放課後子供教室に行くとなった場合、放課後子供教室が終わった後に学校外にある学童保育所に戻る間の付き添いの方が必要になってきてしまう。その人材を確保する問題が出てくるのではないかと思います。 現在、コーディネーターの方が1人に、サポーターの方がついてやられていると思いますが、放課後子供教室の数が増えればコーディネーターの方も増やさなくてはならない。財政の問題もいろいろ絡むので、現実に厳しい問題があるところが気になっています。
司会 (市長政策室長)	的確なご指摘ありがとうございます。 岩鉄委員はいかがでしょう。
岩鉄委員	説明ありがとうございます。 皆さんのお話と被ってしまいますが、安全に開催できるのが2ヶ所ということで、理想としては小学校の数は少なくとも実施した方がいいけれども、場所、人材確保が課題と思いました。 放課後子供教室のアンケートを見たときに、子どもが参加したい、いろんな活動ができそうというすごく前向きな意見で、親の負担を減らしたいという声が多いとイメージしていましたが、実施回数は1回で大丈夫ですという意見は、私としては意外で肯定的だと感じました。 人材不足が課題で、小池委員の話でもありました移動のときの見守りもそうですが、人材を確保するときは、どんな形で講座をやるのか、何をどんな方法でこの人をお願いをしようとかっていうのは何かを基準にして、人材を確保するのでしょうか。
教育総務部長	現在行っている放課後子供教室での講座や講師の方については、コーディネーターの方の繋がりや知り合いの方を通して、人を確保しています。昨年あったのは、市役所に訪問された方から、情報をいただいて、その情報をコーディネーターにお伝えし、講座をやったこともありました。そのほか、マジッククラブの方にマジックの講座を行っていただいたように団体を通しての企画もありますし、多くは地域の個人を中心に行っているのが現状です。

岩鉄委員	ありがとうございます。 コーディネーターの人柄や繋がりが本当に大事だと思いました。 負担も大きいですが、理想としては、全児童が参加できるぐらいの規模で実施してほしいです。課題が山積なのも承知しておりますが、是非、様々な方がいろんな体験ができるように実施していただけたらいいなと思います。
司会 (市長政策室長)	ありがとうございました。皆さんからご意見頂戴いたしました。 課題はあるものの、放課後子供教室の拡大や、この両事業の連携は進める方向のお話いただいたと認識しております。 引き続き本件について検討を進めていただければと思います。 続いて議題②に移りまして「不登校児童・生徒支援対応について」でございます。 今年度は不登校など個別の課題を抱える児童・生徒にとっての教室以外の居場所づくりとして設置した SSR（スペシャルサポートルーム）を、更に効果的に活用が図れるように、SRT（サポートルームティーチャー）が配置されました。 不登校児童・生徒の更なる支援充実について、本市における不登校の現状や具体的な支援、また取組の状況を説明いただきまして、その後、それぞれのお立場やご経験を踏まえたご意見を賜りたいと考えております。 それでは、上尾市における不登校対策の取り組みについて、学校教育部長から説明をお願いします。
学校教育部長	学校教育部から説明いたします。それでは資料 3 をご覧ください。 本市における令和 6 年度 30 日以上欠席した長期欠席児童生徒数につきましては、小学校 405 人、中学校 469 人、その内主たる理由の一つである不登校は、小学校 244 人、中学校 391 人で、いずれも前年度から比べ増加しております。 このような現状のなか、不登校対策として主な取組を 2 点ご紹介いたします。1 点目といたしまして、昨年度全校に設置した SSR で支援する SRT についてです。 SSR は、教室に入ることが難しい児童生徒や、少し気持ちを落ち着かせてリラックスしたいと思った児童生徒が、教室以外の居場所として過ごすことのできる部屋のことであり、各学校では空き教室などを活用して設置しております。今年度は、この SSR に支援員である SRT を 14 名配置し、市内 11 校の小学校で週 2 日、その他の小学校と中学校で週 1 日勤務しております。 SRT は、主には SSR において学習支援や気持ちを落ち着かせるためのコミュニケーションや相談等を行います。児童生徒の状況によっては、教室や保健室等の場においても同様の支援を行っております。また、家庭訪問や保護者との面談も行うこともございます。

司会 (市長政策室長)	令和 7 年 6 月末現在、SSR を利用している児童生徒数は、小学校 65 人、中学校 62 人、計 127 人です。そのうち、SRT から支援を受けている児童生徒数は、小学校 60 人、中学校 39 人となっております。また、SSR を利用せず、教室等で SRT の支援を受けている児童生徒数は、小学校 84 人、中学校 38 人で、SRT による支援を受けている児童生徒数を合計しますと 221 人となります。 なお、SSR において SRT から支援を受けている児童生徒 99 人のうち、前年度、年間の授業日数が約 200 日である中で、30 日以上欠席であった児童生徒数は 51 人です。また、このうち 100 日以上欠席であった児童生徒が 22 人、さらに、その中で 150 日以上欠席であった児童生徒は 12 人おります。このように前年度に欠席がかなり多かった児童生徒が、SSR という居場所と SRT による支援によって、登校できるようになったり、生活や学習のリズムを整えることができるようになったりしたなどの成果が出てきております。 一方、課題といたしましては、各学校において週 1 日或いは 2 日の配置であるため、SRT と支援する児童生徒との人間関係の構築に時間がかかることや、定期的、かつ、継続的な登校や支援につなげていくために SRT が配置されていない日の SSR での支援については、教職員が交代で行う等の工夫が必要であることなどがございます。 2 点目といたしましては、フリースクール等民間施設との連絡会についてです。 令和 7 年 6 月末現在、教育委員会が把握しているフリースクール等民間施設を利用している長期欠席児童生徒数は、小学校 16 人、中学校 21 人、計 37 人おります。 これまで教育センター職員は、本市の児童生徒が継続して支援を受けているフリースクール等の民間施設を訪問し、施設見学を始め、支援の状況を伺うとともに、本市の取組について説明するなどしながら、連携を進めてまいりました。令和 6 年度は新たに、民間施設と学校、教育委員会が、お互いの支援や情報共有をすることで連携を推進することを目的として、民間施設等連絡会を開催いたしました。 成果といたしましては、お互いに顔を合わせて、各民間施設の支援状況について話を聞き、情報共有することができたことや、民間施設関係者が学校の抱える課題について知ることができたことなどがあげられます。 これらの成果を踏まえて、今年度は開催回数を増やし、6 月、10 月の 2 回開催し、相互理解を深めて参ります。 ありがとうございました。SRT の配置によって昨年度欠席の多かった児童が今年度登校できるようになった事例の他、教室で学習できるようになったなどの改善があったとご説明をいただきました。そして、今年度はフリースクール等民間との連絡会の回数を増やし、更に支援を拡充させるというご説明がありました。 SRT は不登校児童・生徒も含めた支援と思いますが、不登校児童・
------------------------	--

学校教育部長	生徒の保護者の支援状況もご説明をお願いします。 不登校児童生徒の保護者の支援についてご説明いたします。 昨年度、不登校の悩みを持つ保護者が、お互いの気持ちを共有しながら語り合い、今後の活力とするとともに、悩みを抱えて孤立しないことを目的とした「不登校について語り合う会」を開催いたしました。参加者は約 20 名おり、参加後には、気持ちが楽になったことや同じ悩みを抱える保護者同士で話ができとても良かったといった感想をいただきました。 今年度は、昨年度以上にリラックスしてご参加いただきたいという思いをこめて「ほっと一息ふれ合いカフェ～不登校について語り合ってみませんか～」という名称に変更し、6 月、10 月、2 月の 3 回に回数を増やして開催いたします。6 月に実施した際には、10 名の参加者が 3 人から 4 人のグループに分かれて、飲み物を飲みながら、お互いに同じ悩みを共有し合い交流を深めていただきました。今後も、悩んだときにいつでも相談ができるように、教育センターの教育相談や学校適応指導教室について紹介をしたり、不登校を経験した親子をパネリストとして招いたりするなどして、登校できずにいるわが子に何を伝え、どのように関わるとよいのかなど、不安やとまどいを抱える保護者に寄り添い、支え、つなぐ支援を目指して取り組んでまいりたいと考えております。
司会 (市長政策室長)	ありがとうございます。不登校児童生徒支援対応について、ご説明をいただきました。ただいまの説明を踏まえ、意見交換してまいりたいと思います。まず教育委員の皆様、いかがでしょうか。谷島委員お願いします。
谷島委員	ご説明ありがとうございます。昨年から SSR が設置され、そして今年度は SRT が配置され、成果が出ていると説明があり、本当に良かったと思っております。 一方で、なんで不登校になったのか。個々に理由が違うと思いますが、意外とちょっとしたきっかけで復帰できたりする児童生徒も多いと推測しています。そういうときに、話を聞いてくれる SRT がいるということは、本当に大事だと思います。 学校だよりを拝見すると、校長先生を経験されている方が SRT を担ってくださっているようです。SRT の配置は、今年一年目だと思いますが、どんな話があって、どんなきっかけでなったのかっていうのを、たくさん事例を研究して、ここ数年で不登校児童生徒数が爆発的に増えてしまっている状況に、なんとか歯止めをかけてほしいと思っております。 また、先ほど学校教育部長から SRT の配置が週 2 日、あるいは週 1 日の形では、改善に時間がかかるとのご説明もありましたので、成果・

	利用人数によっては、配置人数、それから勤務時間日数を増やしていく方向にできたらいいなと思っております。
司会 (市長政策室長)	ありがとうございました。「なぜ」という視点は大事だと思います。他にはいかがでしょうか。小池委員お願いします。
小池委員	ありがとうございました。谷島委員が言われたように、SSR・SRT を利用して、子どもたちの心の中で抱えている悩み等を聞くことのできる環境は、子どもの心の安心という面ですごくいいなと思っています。 その成果として、学校に行けるようになってきていると思うので、SRT の先生たちがいる日が増えてくれればいいなと思っております。 また資料 3 の 4 番目にある、保護者の方を対象とした語り合う会ですが、当事者の児童生徒はもちろん、保護者の方たちもすごく悩みがあると思います。 保護者の方たちも自分と同じ悩みを持っていて、「みんなどのように思っているのか」、「このように考えればいいのか」とか、「子どもとどのように接すればいいのか」ってことを情報共有できる場所というのは安心すると思うので、これはすごくいい機会だなと思っています。 今年は 3 回開催されるということですが、今後もこういった機会が増えてき、保護者が子どもとの関わり方の中で、その機会 で得た情報を子どもと共有し、いい方向に繋がればと期待しています。
司会 (市長政策室長)	ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。 内田職務代理お願いします。
内田職務代理	SRT について、現在は 14 名ということでご説明いただきましたが、不登校児童生徒の人数を考えますと各学校 1 名ずつ配置ができればと考えております。今は学校に行くのが不安なとき「今日は先生いるから行けるけど今日は先生いないからいけない」と子どもが考えてしまうような状況であると感じておりますので、いつでもいてくれるっていう安心感が必要だと思います。 人数的に先生を探されるのも大変だと思いますが、できれば、いつでもその教室にはいますよっていう状態が保たれれば、もしかすると、不登校になる前段階にある児童生徒が、気持ちを落ち着かせるために SSR・SRT を利用できる可能性もあるので、ご検討いただければと思います。 フリースクール等の民間施設のことで質問です。民間施設との対話の中で情報交換もあると思いますが、民間のフリースクール等に出席してれば、学校は出席扱いということでよろしいでしょうか。

学校教育部長	フリースクールと学校が十分に連携していただいて、学校長が認めれば出席の扱いとなります。
内田職務代理	現在そういった子たちは、不登校児童生徒の割合からすると、民間のフリースクールに行かれている児童生徒は多いでしょうか。
学校教育部長	フリースクール等民間施設を利用している長期欠席児童生徒数は、計 37 人でございます。
内田職務代理	ありがとうございます。まだまだ不登校で学校にも行けず、それから民間のフリースクールも行けない子どもたちが多くいるのが現状ということですね。 ぜひ、学校に繋げる、フリースクールに繋げるなど何かに繋げていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。
司会 (市長政策室長)	ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。 岩鉄委員をお願いします。
岩鉄委員	不登校の児童生徒がコロナ禍を経て本当に増えていると思います。 不登校の理由の話がございましたが、私の知り合いから伺った話ですと、特に理由はなく「理由はないけどなんか行きたくない」とか、そういうことを聞きました。おそらく理屈じゃなく、「行きたくないものは行きたくない。」それが甘えなのか、気持ちの問題なのか、そこを推し量る上でも、この SRT の設置をもう少し増やせるなら増やしていただきたいと思っています。先ほど内田職務代理も仰っていましたが、「ここに行けばあの先生がいるから、ちょっと頑張って行ってみてもいいかな」って気持ちが変わるだけでも違うみたいです。「SSR にいるのが SRT だからいいんだ」ってお話も聞くので、ぜひ SRT の人数、いてくださる日数を増やしていただくと、児童生徒も安心できると思います。 また、不登校について語り合う会の開催もすごく素敵だなと思います。ぜひ実施回数も、希望があれば増やしていただければと思います。 この会は当事者の保護者の方のみ対象になっていますか。
学校教育部長	周知はさくら連絡網を使用して全家庭に発信しておりますので、当事者の方でなくても、ちょっと不安を抱えている方等も参加可能でございます。

岩鉄委員	学校、市、県とは関係なく、民間でこのようなことをやっている方と前にお話させていただいたとき、保護者じゃなくて、おじいちゃん、おばあちゃんが「うちの子が不登校みたいで」ってことで、意見を少し聞きたいというニーズもあるようです。ただ、あまり会の間口を開くとあまり良くない方向に進みかねないので、純粹に孫を助けたい、孫の力になりたいと考えている方もいらっしゃるみたいなのでぜひ意見として申し上げますと共に、参考にいただければと思います。
司会 (市長政策室長)	ありがとうございました。矢野委員お願いします。
矢野委員	SRT によって不登校児童生徒の人数が減少している件につきまして、効果は出ていると、私はいい意味で意外と感じまして、SRT を設置して良かったと思います。 今までも相談機関として、教育センター、民間の施設等、いろんなところに保護者の方が相談されていると思いますが、これだけの効果が生み出せるのであれば、最終的には相談機関と連携協力して、段階的に、SSR に移っていき、最後は教室へというのが、理想的な型と私はイメージしました。 なかなか難しいと思いますが、民間の施設、教育センター、SSR と順に足がなかなか向かない中でも徐々に教室に向かえるような連携協力ができればと考えました。 また、質問なりますが、実際に相談機関と一部でも連携協力はなされているのでしょうか。
学校教育部長	不登校の児童生徒たちの状況は様々でございまして、矢野委員が仰るように、学校に行けない子もいれば、学校には行けるけど、教室までは行けない、家を出ることもできない等、様々でございます。 学校も含めて不登校児童生徒に関わっている機関が、児童生徒がどの状況にあるのかを把握して、将来的には社会的自立という非常に大きな目標のために、何ができるかを協議連携しながら、段階的にその目標に向けて取り組むというのは大事だと思います。 そのため、サポートルームに繋がったので、それで対応はおしまいではなくて、その状況からより改善するにはどんな働きかけとか、どんな支援が必要になってくるのか等も、定期的に連絡を取り合いながら、取り組むことが大事だと思います。 学校によって、民間と連携している学校、教育センターと連携している学校、課題としている学校もあるのが実態でございまして、児童の状況に応じて、段階的な形で支援をしていくのは理想的な形だと思います。

司会 (市長政策室長)	ありがとうございました。教育委員さんの意見頂戴いたしました。それでは最後に市長からご意見いただければと思います。
市長	委員の皆様からそれぞれの思い、こうしたいというような意見をいただきありがとうございました。不登校の児童生徒数は年々増加傾向にあるため、一人ひとりの子どもたちに寄り添った支援の重要性がますます高まっています。こうした中、教育委員会が取り組んでいる SSR の設置や、支援スタッフによる個別対応、民間施設との連携強化など、多面的な支援に取り組んでいると説明がありました。 子どもたちが安心して過ごせる居場所を学校内外に確保し、学びの遅れや不安を軽減する取り組みは、学校復帰への大きな一歩と考えております。 また、保護者の皆様への支援として開催されている「ほっと一息 ふれ合いカフェ」などの交流の場も、孤立を防ぎ、共感と支え合いの輪を広げる重要な施策です。 一方で、SRT の支援体制については、週 1 回勤務の学校が多く、児童生徒との信頼関係の構築や、担任との連携に時間的な制約があるなどの課題があると説明をいただきました。児童生徒の状況に応じた継続的な関わりが求められる上で SRT は重要な役割を担っていると私は考えております。 引き続き SRT の支援による効果を検証していただき、効果的な配置人数や勤務頻度など、検証結果を踏まえた必要な改善を図っていききたいと思います。
司会 (市長政策室長)	ありがとうございました。引き続き、不登校児童生徒へ多面的な支援を行うと共に、SRT の効果検証を進めていただければと思います。 続きまして (2) 報告に進ませていただきます。①第 4 期上尾市教育振興基本計画について、現状と今後のスケジュールについて報告をお願いします。
教育総務部長	第 4 期上尾市教育振興基本計画の進捗状況について、ご報告いたします。 教育振興基本計画につきましては、本年 1 月に開催された令和 6 年度第 2 回総合教育会議において、市長が策定する「教育の振興に関する大綱」は、教育振興基本計画をもって代えることと決定し、本計画策定の作業を進めているところでございます。 現在、教育委員会内に設置いたしました第 4 期上尾市教育振興基本計画策定委員会を 4 回ほど開催し、アンケート内容の検討やアンケートの速報結果を共有しております。 第 4 期上尾市教育振興基本計画に関するアンケートにつきましては、市民と児童生徒を対象に 2 類のアンケートを 5 月 23 日～6 月 6 日

	の期間に実施いたしました。調査方法については、いずれも電子申請・届出サービスを利用した Web アンケートで、市民アンケートが 2,309 人、児童生徒アンケートが 8,775 人から回答頂いております。 このアンケート結果は、速報としてとりまとめ、7 月開催の教育委員会定例会において報告しているところでございます。 今後の予定といたしましては、国や埼玉県教育振興基本計画、先ほどのアンケート結果を参考に、計画の基本理念、基本方針、基本目標などについて、策定委員会において検討し、9 月開催の教育委員会定例会において、アンケート結果を報告するとともに、計画の骨子案を提示し、意見聴取を予定しております。 引き続き、総合教育会議や教育委員会のご意見を踏まえながら、計画案の検討を進めてまいります。 第 4 期上尾市教育振興基本計画の進捗状況についての報告は、以上でございます。
司会 (市長政策室長)	ありがとうございました。教育委員の皆さんからご質問はございますか。
各委員	一質問なし
司会 (市長政策室長)	続きまして、②令和 7 年度のいじめに関する状況について報告をお願いします。
学校教育部長	学校教育部から令和 7 年度のいじめに関する状況についてご説明申し上げます。 令和 7 年 8 月 1 日現在、前年度までの未解消件数も含め、小学校は、365 件、中学校は、230 件がいじめの解消に向け、取組中でございます。また、そのうち、8 件がいじめ重大事態として対応しております。今後もしじめの解消に向けての各校の支援や取組を進めてまいります。 なお、教育委員会としての令和 7 年度のいじめ根絶に向けた主な取組を 2 つご紹介いたします。 1 つ目は、7 月 28 日に開催いたしました「夢を育み 未来を創る 子供すこやかシンポジウム」でございます。これは、子どもの健やかな成長のため、上尾市教育委員会、上尾市生徒指導推進協議会、上尾市 P T A 連合会と協力した事業でございます。今年度も、昨年度に引き続きオンライン及びオンデマンドで実施をしました。令和 6 年度に実施した上尾市いじめ防止子供サミットにおきまして、各中学校区での協議を経て、各校で児童生徒が実施した「いじめをなくすための取組」の報告に加えまして、市内小・中・高校の代表児童生徒、教員、地域及び家庭、それぞれの立場のパネラーに参加いただき、「なぜ、いじめ

	は起きてしまうのだろうか。」をテーマにパネルディスカッションを行いました。 2つ目は、12月26日に開催を予定しております「上尾市いじめ防止子供サミット」です。本事業は、いじめ防止について、児童生徒自身が主体的かつ実践的な活動を行うことをねらいとしています。昨年度は、各小・中学校の代表児童生徒が富士見小学校に集まり、「仲良く楽しい学校生活を送るための標語」の選定を行ったり、「いじめをなくするための取組を、自分たちで考えよう」をテーマに協議を行ったりしました。協議では、小・中全33校の代表児童生徒が11の中学校区に分かれていじめをなくするための取組について話し合い、それぞれの中学校区内の全校が共通して行う取組を決定することができました。 今年度のサミットでは、昨年度に決定した各中学校の取組の実施状況をもとに、さらにブラッシュアップすることができるようにしてまいります。
司会 (市長政策室長)	ありがとうございました。教育委員の皆さんからご質問はございますか。
各委員	一質問なし
司会 (市長政策室長)	それでは、3 その他に移らせていただきます。事務局からなにかございますか。
事務局 (市長政策室次長 兼秘書政策課長)	事務局からお知らせいたします。 次回の総合教育会議でございますが、年明けの1月の定例教育委員会に合わせて開催したいと考えております。時期が近くなりましたら、ご連絡申し上げたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
司会 (市長政策室長)	他によろしいでしょうか。特に無いようでございますので、これで議事はすべて終了いたしました。皆様のご協力ありがとうございました。 それでは、会議の閉会にあたり、教育委員会を代表いたしまして、西倉教育長からご挨拶をいただきたいと思います。
教育長	本日は今年度第1回の総合教育会議ということで畠山市長、そして、教育委員の皆様と、教育委員会および市行政でも課題となっている放課後の子どもの居場所としての放課後子供教室について、そして、本市としても大きな課題となっている不登校児童生徒の支援についてを中心に、様々な教育に関わる話し合いができましたことを、まずもっ

司会 (市長政策室長)	てお礼申し上げます。 さて昨今の猛暑の影響で、この夏休み日中に外で遊ぶ子どもたちの姿がほとんど見られませんでした。 先日見たテレビでは、冷房が効いた屋内の児童館、あるいは子どもが遊べるようなスペースを設けた商業施設などに子どもを連れた多くの方々が集まり、涼をとりながら遊んでいる、保護者は遊んでいる子どもたちの見守りをしているというふうなことがありました。 放課後や休みの日などに体を動かして、遊ぶということは、子どもにとってとても貴重な体験経験の一つであると考えております。そんな場を提供する子どもの居場所作りというのは、行政の敷居を超えて実現していくべき大きな課題であると改めて認識したところであります。 また不登校の問題につきましては、長い休み明けに不登校になってしまう子どもが多いというデータがありますので、まさにこの夏休み明けを直前に控えた今の時期に、皆様といろいろと議論できたことは、教育委員会としてもとても貴重な機会であったというふうに考えています。 今後も本日の総合教育会議でいただいた意見をもとに、子どもたちのためにできることは全てやる、そういった気持ちを持って、皆様のご協力をいただいて、教育行政を進めてまいりたいと存じます。今後多くのご意見を賜りますようお願い申し上げ、私からの挨拶に代えさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。 ありがとうございます。皆様、お疲れ様でございました。以上で令和7年度第1回上尾市総合教育会議を閉会いたします。
------------------------	--